

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月24日

京都市長 門川大作

京都市規則第62号

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「京都市修徳老人デイサービスセンター」の右に「、京都市久世西老人デイサービスセンター」を加える。

別表第1京都市百々老人デイサービスセンターの項を削り、同表京都市久世西老人デイサービスセンターの項中「午後5時15分」を「午後8時」に改める。

別表第2京都市西ノ京老人デイサービスセンターの項中「及び12月31日」を「、12月30日及び同月31日」に改め、同表京都市百々老人デイサービスセンターの項及び京都市久世西老人デイサービスセンターの項を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課)